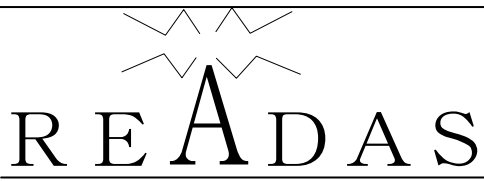


第 4398 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 更正の請求期間の延長

Q：更正の請求ができる期間が延長になったと聞きました。何年になったのですか？

A：5年になりました。

【解説】

更正の請求とは、計算間違いなどをして、税金を多く納め過ぎた場合や、還付される税金が少な過ぎた場合に、税金を返してもらう手続きをいいますが、これまでは、法定申告期限から1年以内でしたが、税制改正されて、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税については、5年に延長されました。

なお、これに伴い、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、減額更正してもらいたい場合には、次の期間内に「更正の申出書」の提出をすれば、減額更正が行われることとなりました。

更正の申出を行う場合には、「事実を証明する書類」を提出する必要があります。

- ① 所得税・・・法定申告期限から3年以内
- ② 法人税・・・法定申告期限から5年以内（翌期欠損金の金額が少なすぎた場合の更正の申出は7年以内）
- ③ 相続税・・・法定申告期限から3年以内
- ④ 贈与税・・・法定申告期限から6年以内
- ⑤ 消費税・・・法定申告期限から3年以内

